

News Letter 2025年1月号

2027年3月末まで期限延長！適用要件見直しも 中小企業経営強化税制



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 中小企業経営強化税制とは
- 2 令和7年度税制改正による拡充
- 3 3つの類型
- 4 利用には経営力向上計画が必要
- 5 制度利用の流れ

① 中小企業経営強化税制とは

青色申告書を提出する中小企業者等が、2027年3月31日までの期間に、認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

令和7年度税制改正で延長・拡充が決定しました。



受けられる税制措置

税額控除10%

即時償却と比べて最終的にかかる納税額が減る可能性が高くなっています。

または

即時償却

かかる金額を一括して処理できるため、その年の法人税の課税対象となる所得をおさえられます。

② 令和7年度税制改正による拡充

- ① 中小企業経営強化税制の各要件の見直しが行われた上で、C類型を除き、適用期限が2027年3月31日まで2年延長される。
- ② 成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、B類型に売上高100億円を目指す中小企業の拡充措置が創設される。

—// 適用時期 //—

- ①の各要件の見直し、②の拡充措置は関係法令の改正時期から

③ 3つの類型

生産性向上設備(A類型)

生産性が旧モデル比年平均1%以上改善

収益性強化設備(B類型)

投資収益率が年平均7%以上の投資計画

経営資源集約化設備(D類型)

修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上、上昇する設備

類 型	A類型	B類型	D類型
	生産性向上設備	収益力強化設備	経営資源集約化設備
要 件	生産性が旧モデル比年平均1%以上改善 【改正案:生産性の指標の見直し】	投資収益率が年平均5%以上の投資計画 【改正案:7%以上】	修正ROA(総資産利益率)または有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備
対象設備	建物附属設備(60万円以上)、機械装置(160万円以上)、工具・器具備品(各30万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)		
確認要件	工業会等または経済産業局の確認(認定経営革新等支援機関のサポート)		
税制措置	即時償却 または 10%税額控除(資本金3,000万円超は7%税額控除)		
控除上限	中小企業投資促進税制と合わせて法人税額×20%(1年間繰越し可)		

④ 利用には経営力向上計画が必要

適用されるための3つの条件

- ✓ 中小企業者であること
- ✓ 対象となる事業内容の確認（電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)などは対象外)
- ✓ 適用には **経営力向上計画** の策定が必要

POINT

経営力向上計画に盛り込む3つのポイント

POINT ①

会社の現状分析（強み、弱み、課題）

POINT ②

経営力向上の目標（売上目標、生産性向上目標など）

POINT ③

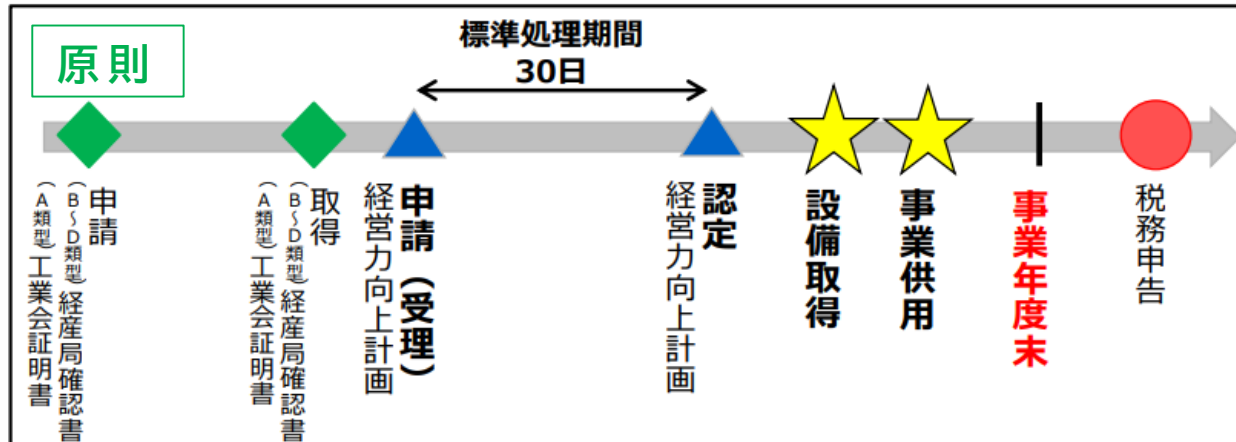
目標達成のための具体的な取り組み

- 設備投資計画:どの設備を導入するか、費用はいくらか
- 人材育成計画:従業員のスキルアップ、人材確保
- その他:コスト削減計画、新商品開発計画など



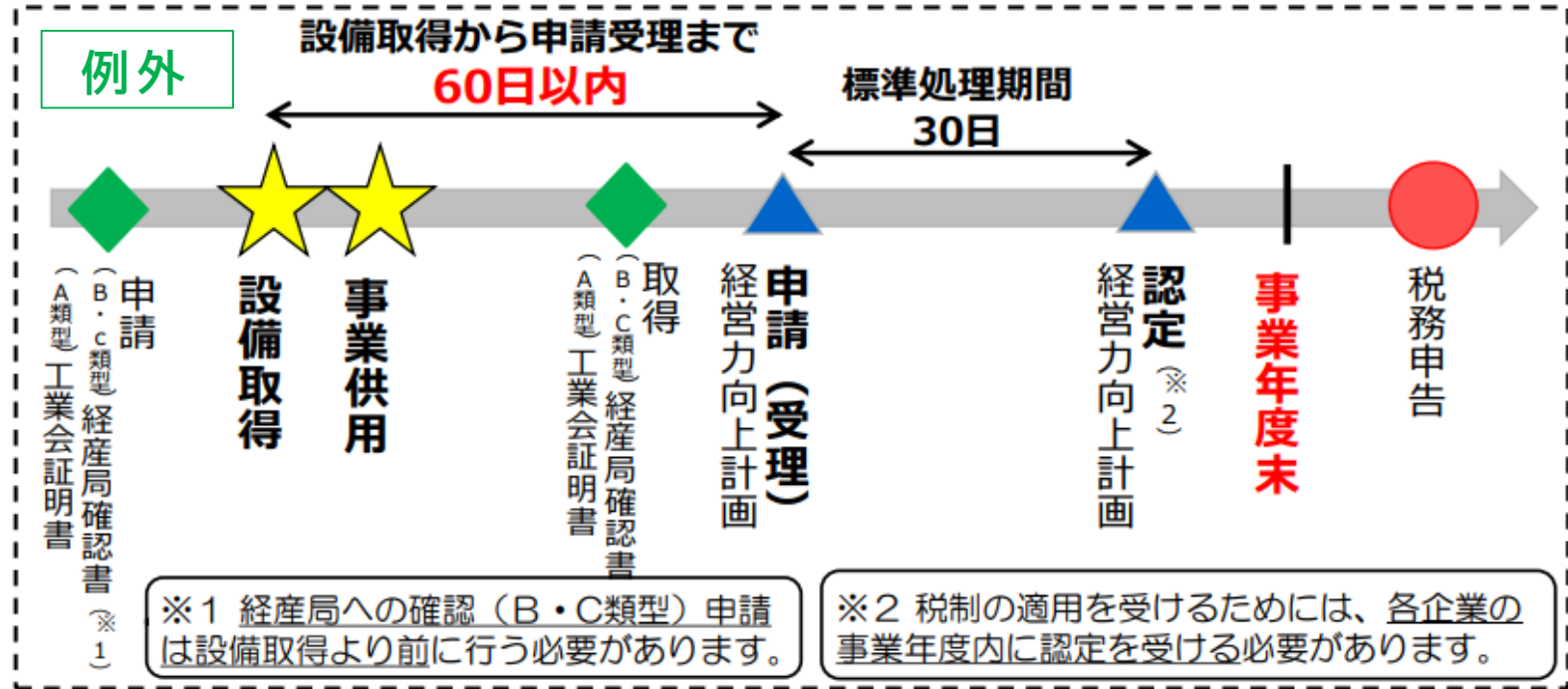
⑤ 制度利用の流れ

- 1 事前の準備・相談
- 2 経営力向上計画の策定・申請
- 3 計画の認定(標準処理期間は30日)
- 4 設備の取得 ※A類型は工業会等が発行する証明書、B類型とD類型は経済産業局の確認書が必要です。
- 5 税務申告



引用: 中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き

⑤ 制度利用の流れ



中小企業経営強化税制はスケジュールが大切です！
設備投資を行う際は、事前に会計事務所へ相談するようにしましょう！

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会